

SSKW 令和8年1月号
川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会
川崎市障害者社会参加推進センター
川崎市障害者スポーツ協会
TEL044-244-3975 FAX044-246-6943
E-mail : zksk@nifty.com
ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

- ☆ 新年のごあいさつ ☆ 寄付のご報告
☆ 障害者スポーツプログラム パラスポーツ体験のご案内
☆ 高齢者を対象とした定期のインフルエンザ予防接種について
☆ 「ジパング俱楽部」会員特典変更のお知らせ



新年のごあいさつ

公益財団法人 川崎市身体障害者協会
理事長 関山 進

新年明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、本会の各種事業の実施にあたり、並々ならぬご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年は大阪・関西万博や、日本で初開催となる東京2025デフリンピックなど国際的なイベントが開催されるなどの明るいニュースがある一方で、夏場の酷暑に加え物価高のダブルパンチが家計を直撃するなど、日々の生活では昨年に引き続き我慢や忍耐の一年でした。令和8年は60年に一度巡ってくる丙午（ひのえうま）になります。丙（ひのえ）は「火の兄」、午（うま）は「南・盛夏」を象徴し、非常に活気があり、物事が一気に成長する年とされています。これまでの変化を「不安」ではなく「成長のきっかけ」と捉え、力強く前進する一年にしてゆきたいものです。

本会としては、本年も引き続き川崎市や関係団体と連携し、障害や合理的配慮に関する理解等の共通認識の醸成を進めることや広く市民への啓発等に取り組み、障害者が日々の生活を安心して自分らしく暮らせるような社会の実現を図らなければならないと感じております。

また、公益の増進に向けて、各種事業を実施してまいりますと共に更なる障害者福祉の向上が実現するよう努めてまいりますので、今後ともご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

皆様のこの一年のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせて頂きます。



寄付のご報告

令和7年12月1日（月）に一般社団法人川崎市弘済会様（理事長 松下孝則様）から、本会にご寄付をいただきました。毎年、身体障害者福祉活動にご活用頂きたいとのことでご寄付いただいており、今年も金10万円を受領いたしました。

本会の身体障害者福祉活動に有効に活用させて頂きます。
ご寄付いただき誠にありがとうございました。



一般社団法人川崎市弘済会

川崎市弘済会は社会に有用な人材の育成に関する就学支援事業を行うと共に、川崎市が行う事務事業に協力奉仕し、市政の充実進展に寄与すること、並びに会員等の福利厚生を図ることを目的とする事業を行っている団体です。

障害者スポーツプログラム パラスポーツ体験のご案内

障害者スポーツプログラム パラスポーツ体験を市内スポーツセンター等で開催中です。2月は下記の日程で実施いたします。今回が最終回になりますので皆様奮ってご参加ください。体験の申込については川崎市のHPに掲載されている参加申込書に必要事項をご記入いただいたうえで郵送、FAXにて申込期限までにご提出ください（事前申し込み制のため当日参加はできません）。

障害者スポーツプログラム パラスポーツ体験⑥

開催日時 令和8年2月28日（土）12：45～14：45

会場 高津スポーツセンター 小体育室

実施種目 ボッチャ、卓球、卓球バレー、ニュースポーツ

申込期限 令和8年2月7日（土）



川崎市HP



申込先・問合せ

川崎市障害者スポーツ協会 担当:野田

TEL: 044-245-8041

FAX: 044-246-6943

高齢者を対象とした定期のインフルエンザ予防接種について

川崎市は高齢者を対象とした定期のインフルエンザ予防接種を実施しています。詳細については川崎市HPよりご確認ください。

対象となる方

川崎市内に住民登録がある方で、次のいずれかに該当する方

- (1). 接種日に65歳以上の方
- (2). 接種日に60歳から64歳の方

- ・心臓、腎臓、呼吸器の機能障害（障害1級程度）を有する方
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害1級程度）を有する方

実施期間と回数

令和7年10月1日から令和8年1月31日の間に1回

T14-2509

高齢者の方は インフルエンザ予防接種を 一部公費負担で受けられます

令和7年度

■対象となる方 (次の二つの条件を満たしていること)

- ① 住 所 接種日時点で川崎市内に住民登録がある方
- ② 年 齢
 - (I) 接種日に65歳以上の方
 - (II) 接種日に60~64歳の方
 - ・心臓・腎臓・呼吸器の機能障害（障害1級程度）を有する方
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害1級程度）を有する方
- ※ その他の ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を慎重に確認してください。
最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく定期接種とならないため、助成対象となりません。

■実施期間と回数

令和7年10月1日～令和8年1月31日の間に1回

※ 実施期間内において、流行が本格化する前に早めの接種を心がけてください。
※ 例年1月末～3月上旬に流行のピークを迎えるので、12月中旬までのワクチン接種を御検討ください。

■接種を受けられる場所

川崎市予防接種個別協力医療機関

※市が指定した約700か所の医療機関です。
※医療機関によっては事前の予約が必要となる場合がありますので、電話等でお問い合わせください。

■自己負担金 (接種を受けた医療機関にお支払いください)

2,300円

※全額公費負担（無料）となる場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

川崎市

■川崎市の定期接種対象者と自己負担金について

接種日時点での川崎市内に住民登録がありますか。

↓ はい ↓ いいえ

定期接種（助成）対象外
(接種日時点での住民登録のあるお問い合わせください。)

定期接種（助成）対象外
(接種を行なう場合は任意接種となり、全額自己負担)

接種日の年齢

65歳以上 ↓ 60~64歳 ↓ 59歳以下

障害1級程度の障害の有無
(心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスのみ)

有する ↓ 有しない →

定期接種（助成）対象

次のいずれかに該当しますか。
① 生活保護世帯に該当する方
② 市・県民税非課税世帯（世帯全員が市・県民税非課税）に該当する方
③ 中国残留邦人等の法律に基づく支援給付を受けている方

↓ ①～③に該当しない ↓ ①～③のいずれかに該当する

自己負担金あり 2,300円 自己負担金なし 無料

無料となる場合は、証明する書類が必要になりますので、次のもの（どれかひとつ）を医療機関に提示してください。
なお、提示しなかった場合の払い戻しは致しませんので、接種時に必ずお持ちください。
○ 最新の生活保護決定通知書又は被保護証明書（①の方）
○ 最新の介護保険料納入通知書（保険料段階が第1～4段階のもの）（②の方）
※ 予防接種のための介護保険料納入通知書の再発行は行っておりません。
○ 中国残留邦人等の法律に基づく支援の本人確認又は支援給付受給証明書（③の方）
非課税証明書は世帯全員の非課税を証明する書類でないため使用できませんので、ご注意ください。

これらの証明書類が無い場合は川崎市予防接種コールセンターへお問い合わせください。

■問合せ先

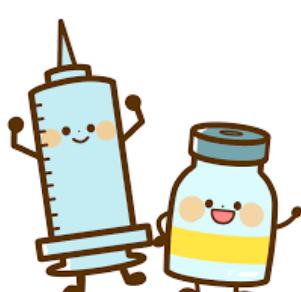
川崎市予防接種コールセンター

受付時間：8時30分から17時15分 月～金（祝日・年末年始除く）
電話：044-200-0144
FAX：044-200-1065

[医療機関の予約やワクチン在庫照会に関する問い合わせには対応しておりません。あらかじめご了承ください。]

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当
川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>
「川崎市 インフルエンザ 予防接種」で検索

QRコード



川崎市HP

問合せ
川崎市予防接種コールセンター
電話 044-200-0144
ファックス 044-200-1065

「ジパング俱楽部」会員特典変更のお知らせ

交通系ICカードの普及やインターネットでの予約サービス利用増加等により、2026年3月14日から「ジパング俱楽部」のきっぷの購入ルールが変わります。詳しくは下記のチラシをご確認ください。また、新規登録、登録更新等の手続きについては当協会ホームページをご確認ください。

お知らせ

**2026年3月14日から、
「ジパング俱楽部」のきっぷの
購入ルールが変わります。**

現在お持ちの会員手帳(会員証一体型)は、そのままお使いになれます。

2026年3月13日に「往復乗車券」及び「連続乗車券」が発売終了となることに伴い、
2026年3月14日以降にご購入される
「ジパング俱楽部」割引きっぷの割引適用条件を変更いたします。

現在の割引適用条件
JR線を片道・往復・連続で
201キロ以上ご利用の場合

変更後の割引適用条件
JR線を片道で
101キロ以上ご利用の場合

変更日 ▶ 2026年3月14日

こんな場合はどうなるの？

Q. 往復で利用したい場合、JR乗車券購入証が2枚必要になるのでしょうか？

A. 割引適用条件変更と併せて、1枚のJR乗車券購入証で片道2行程まで購入いただけるようになります。
往路と復路がそれぞれ片道101キロ以上を満たしていれば、1枚のJR乗車券購入証で購入いただけます。

Q. 連続乗車券を割引で利用していましたが、割引適用条件変更後はどうなるのでしょうか？

A. 1枚のJR乗車券購入証で片道2行程まで購入いただけますが、それぞれ片道101キロ以上を満たしていない場合は購入いただけません。
なお、割引適用条件変更後は片道101キロ以上を満たしていれば2行程がつながっていなくても1枚のJR乗車券購入証で購入いただけるようになります。

Q. 現在持っている会員手帳(会員証一体型)(JR乗車券購入証)はいつまで使えますか？

A. 割引適用条件変更後も、お持ちの会員手帳(会員証一体型)の有効期限までは新しい割引適用条件でそのままご利用いただけます。

川身協HP⇒



発行人 特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3丁目1番17号102

編集人 公益財団法人川崎市身体障害者協会事務局

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 南部身体障害者福祉会館3F

額価 10円